

(様式2)  
 処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

		担当課	水産課	検索番号	1-3
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ ( ) 内は上位法令	根拠条項	22-1 (54-1)		
不利益処分	適格性喪失による許可等の取消し				
<p><b>(根拠規定)</b></p> <p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号)          (適格性の喪失等による許可等の取消し等)</p> <p>第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(許可又は起業の認可をしない場合)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合</p> <p>(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。</p> <p>(許可又は起業の認可についての適格性)</p> <p>第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。</p> <p>(2) 暴力団員等であること。</p> <p>(3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令 (昭和25年政令第30号) で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</p> <p>(5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。</p> <p>2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>○漁業法 (昭和24年法律第267号)          (適格性の喪失等による許可等の取消し等)</p> <p>第54条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第40条第1項第2号又は第41条第1項各号 (第6号を除く。) のいずれかに該当することとなったときは、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなけれ</p>					

ばならない。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしてはならない。

(1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第41条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

(2) 暴力団員等であること。

(3) 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(5) 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。

(6) その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。

2 農林水産大臣は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

(処分基準)

漁業法令違反による許可等の取消し等と同じ。

(その他)

漁業法令違反による許可等の取消し等と同じ。